

◎東日本大震災で被害を受けた皆さんへ

税の減免・控除についてのお知らせ

東日本大震災により、住宅などの建物や車などに被害を受けた人は、税の軽減や免除などの措置を受けることができます。詳しくはそれぞれの相談窓口にお問い合わせのうえ、必要な手続きを行ってください。また、水沢税務署では、被災者を対象に、国税・県税・市税の軽減・免除について説明会を開催します。ご参加ください。

◆ 所得税などの軽減・免除に関する説明会 ◆

水沢税務署では、所得税などの税の軽減・免除手続きについて、次のとおり説明会を開催します。

■日時 6月21日(木)、22日(金) 午前10時～正午、午後1時半～3時半

■場所 前沢総合支所 4階 401 会議室

■内容 国税・県税・市税の軽減や免除の手続きについて

■その他 個別相談を希望する人は、水沢税務署へ電話で申し込みください。震災に関する国税の電話相談を、6月中は(木)も行います。
※電話相談センターで対応

■問い合わせ・相談先 水沢税務署 (☎ 5111)



5月に前沢総合支所で行われた被災者支援制度説明会

◆ 各税において受けられる税制上の措置 ◆

国税

住宅などに被害を受けた場合、税制上の特例により平成22年分所得税の軽減・免除を受けることができます。また、確定申告などの手続きで税金の還付を受けることができます。詳しくは、お問い合わせください。

■問い合わせ 水沢税務署 (☎ 5111)、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>)

| 税制上の措置 | 概要 |
|---------------------|---|
| 申告・納付などの期限延長 | 平成23年3月11日以降に到来する全ての国税の申告・納付などを延長する |
| 所得税の軽減と免除 | 所得税法に定める雑損控除、または災害減免法に定める税金の軽減・免除のどちらか有利な方法で、所得税の軽減、または免除が受けられる |
| 源泉所得税の徴収猶予・還付 | 所得税の軽減、または免除に該当する人は、給与・公的年金・報酬に係る源泉所得税の徴収猶予や還付を受けることができる |
| 住宅借入金等特別控除の特例 | 住宅借入金等特別控除が適用を受けていた住宅に居住できない場合でも、控除期間は適用を受けることができる |
| 財産形成住宅(年金)の利子などの非課税 | 震災で被害を受けたことで、財産形成住宅(年金)などの払出しを行う場合、その利子などは非課税となる |
| 納税の猶予 | 財産に相当な損失を受けたり、国税を一度に納付することが困難になったりした場合、納税の猶予を受けることができる |
| 予定納税額の減額 | 23年分の所得税の見積額が、予定納税基準額に満たないと見込まれる場合、予定納税額を減額することができる |

※自動車が無車となった場合、自動車重量税の特例還付や、買い替え車両に係る自動車重量税の免除を受けることができます。また、被災された人が作成する「消費貸借契約書(金銭借用書)」「不動産譲渡契約書」「建設工事請負契約書」の印紙税は非課税となります

県税

県税の軽減措置などを受けるためには、手続きが必要となる場合もあります。詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ先 県南広域振興局県税部 (☎ 2821)

| 税制上の措置 | 概要 |
|----------------|---|
| 申告・納付などの期限延長 | 平成23年3月11日以降に到来する全ての県税の申告・納付などを延長する |
| 個人事業税などの減免措置 | 被害を受けた人の状況に応じて、県税条例の定めるところにより税の減免を受けることができる |
| 自動車取得税などの非課税措置 | 滅失・損壊した自動車に代わる自動車を取得した場合、自動車取得税および25年度分までの自動車税を非課税とする |
| 不動産取得税の軽減措置 | 滅失・損壊した家屋やその敷地に代わる家屋・土地を取得した場合、不動産取得税の軽減を受けることができる |

市税

市税の軽減措置などを受けるためには、手続きが必要となる場合があります。詳しくは、各担当課にお問い合わせください。

■個人住民税・法人市民税 本庁市民税課 (内線 344～347)

■固定資産税 本庁資産税課 (内線 355～357)

■国民健康保険税・軽自動車税 本庁市民税課 (内線 342、343)

| 税制上の措置 | 概要 |
|-----------------|--|
| 個人住民税の軽減措置 | 家屋などに損害を受けた場合、国税の取り扱いに準じて雑損控除の適用を受けることにより、個人住民税が軽減される |
| 法人市民税の申告納付期限を延長 | 国税の取り扱いに準じて申告納付期限を延長する |
| 固定資産税の軽減措置 | 滅失・損壊した住宅の敷地を引き続き住宅用地とするか、代替となる家屋を取得した場合、固定資産税の軽減措置を受けることができる |
| 軽自動車税に係る課税除外 | 4月1日現在で滅失・損壊・所在不明の状況にあり、廃車申告が不可能な場合、課税除外の手続きをすることができる |
| 軽自動車税に係る非課税措置 | 滅失・損壊した自動車や軽自動車に代わり、軽自動車を取得した場合、平成25年度分まで非課税とする |
| 減免措置のある市税 | 対象者の要件 |
| 個人住民税 | 個人住民税の課税対象者で、納税の猶予を行っても納付が困難な次に該当する人 ①震災により死亡した、または障がい者となった人 ②納税義務者などが所有する家屋などに受けた震災による損害の金額(保険金などで補てんされる額を除く)が、その家屋などの価格の10分の3以上であり、前年の合計所得金額が1,000万円以下である人 |
| 固定資産税(23年度分) | 地震災害により一定以上の損害(り災)を受けた固定資産を所有する人 |
| 国民健康保険税 | 納税の猶予を行っても納付が困難で、納税義務者などが所有する家屋などに受けた震災による損害の金額(保険金などで補てんされる額を除く)が、その家屋などの価格の10分の3以上であり、前年の合計所得金額が1,000万円以下である人 |

※損害の程度により、減免の割合が変わります

※減免手続きの方法は、り災を調査した結果に基づいて、担当課から対象者にご連絡します。

ただし、減免手続きには再度要件審査があり、審査の結果、減免にならない場合もあります